

# 令和6年度第2回八幡浜市地域公共交通会議

令和6年11月22日（金）15：00～  
八幡浜庁舎 5階 大会議室

## 次 第

### 1. 開会あいさつ

主催者（八幡浜市長 大城 一郎）

### 2. 協議事項

令和6年度事業進捗報告及び令和7年度事業

- ①おでかけアドバイザー養成プロジェクト
- ②市街地のバス路線再編、停留所・公共交通総合案内版等の整備事業
- ③その他の取り組み

### 3. 閉会

令和6年度第2回  
八幡浜市地域公共交通会議

会議資料

まちのにぎわいと輝きを生み出す、  
おでかけ環境の「再生」

## 協議事項 令和6年度事業進捗報告及び令和7年度事業

### ①おでかけアドバイザー養成プロジェクト

・事業 9: 公共交通を身近に感じられる機会づくりを推進

### ◎令和6年度事業進捗報告

#### 1. 公募型プロポーザル審査結果

【業務名】八幡浜市おでかけアドバイザー養成プロジェクト支援業務

【参加事業者数】1者

【選定事業者】株式会社バイタルリード四国営業所

【選定事業者の評価点】372点(満点500点) ※得点率約75%

【委託期間】令和6年8月26日 から 令和7年2月20日まで

【業務委託料】7,788千円 ※令和6年度共創・MaaS 実証プロジェクト 補助対象

【業務内容】

- ・キックオフイベント開催支援
- ・おでかけアドバイザー養成勉強会実施支援
- ・活動報告会開催支援
- ・業務報告書作成、打合せ協議 等

#### 2. ログマーク

乗<sup>っ</sup>て 行<sup>こう</sup>こ<sup>う</sup>や



### 3. キックオフイベントについて

- ・令和6年10月11日(金) 14時～16時(予備日) 会場:市役所八幡浜庁舎
- ・令和6年10月12日(土) 10時～12時 会場:市民スポーツセンター

【参加者数】合計52人(11日:17人、12日:36人)

地域住民 20人(内、交通会議委員2人)

民間事業者・団体 11人(内、交通事業者3人)

行政・社協・議員 22人

※八西 CATV で放送、愛媛新聞の記事掲載

市公式 YouTube で公開

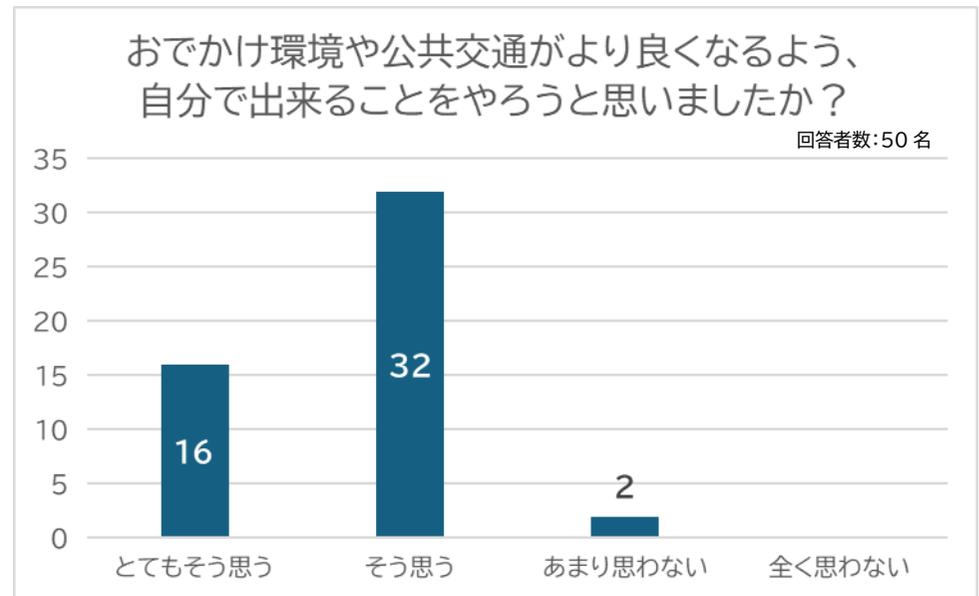
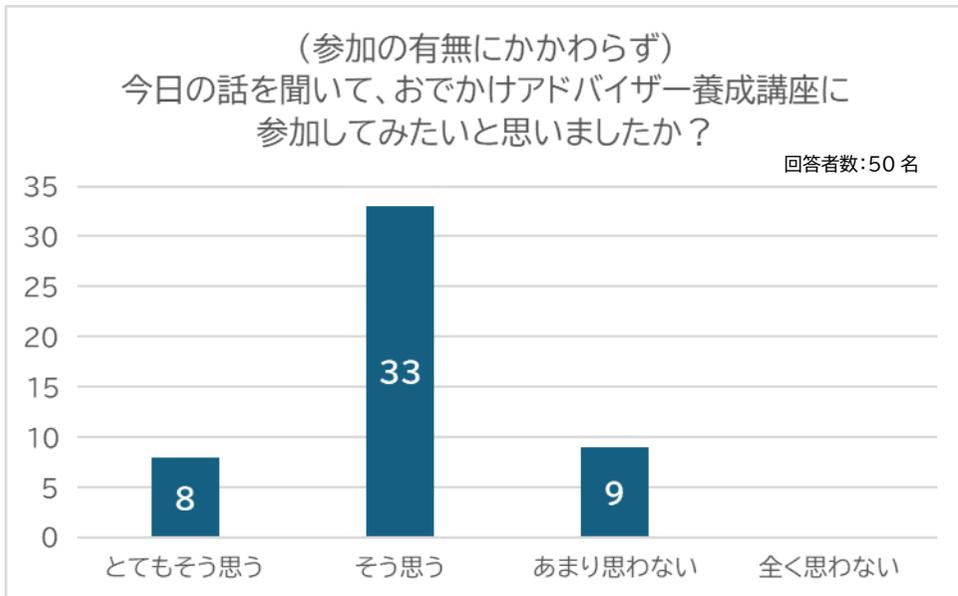
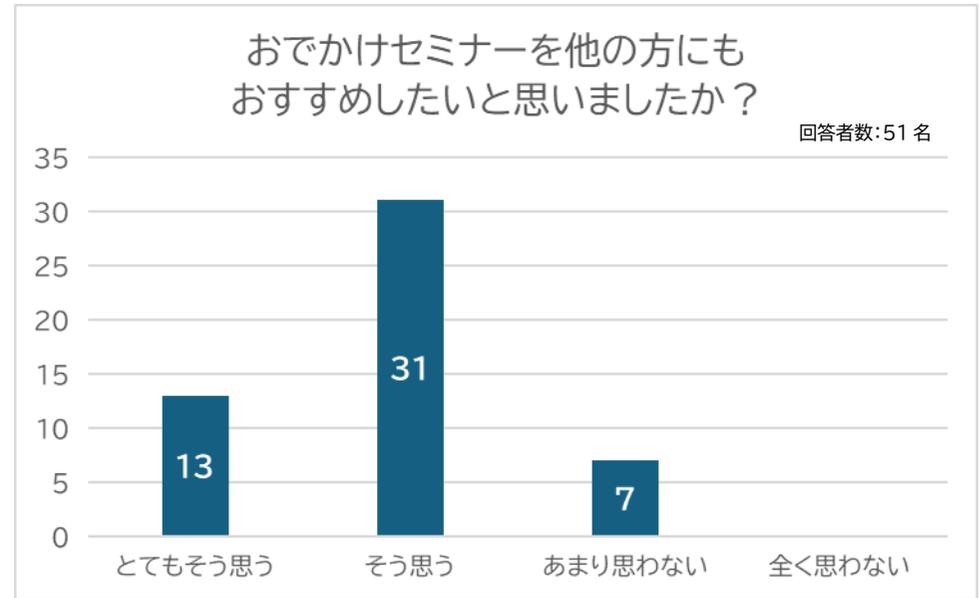
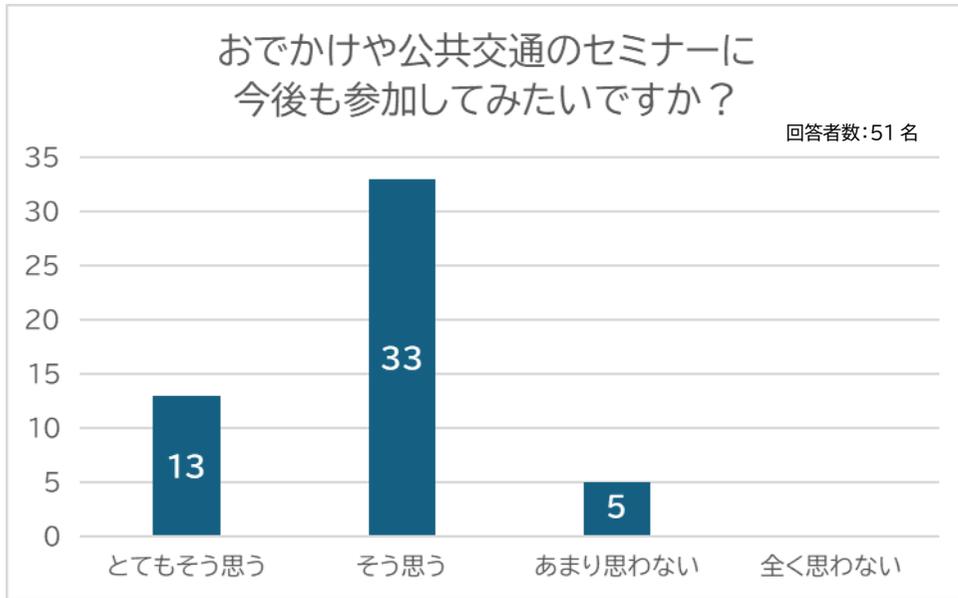


### 【内容】

- ・講話「公共交通利活用私ができること、誰かのためにできること」  
弘前大学 客員研究員・モビリティプロモーション代表 大野 悠貴 氏
- ・ワークショップ「八幡浜市の公共交通を疑似体験してみよう！」
- ・交通会議やセミナーの趣旨説明、おでかけアドバイザー養成講座のご案内



## 【アンケート結果】



#### 4. おでかけアドバイザー養成講座について

##### 【参加者数】

令和6年11月21日時点 15名のお申込み

地域住民 5人(内、交通会議委員1人)

民間事業者・団体 3人

行政・社協 7人(内、交通会議委員1人)

##### 【講座の予定】

回	日時	主な内容
第1回	11月20日(水) 13:30～17:00	・乗車体験と現地見学 ・振り返りのグループワーク
第2回	12月4日(水) 13:30～16:30	・おでかけアドバイスの方法について学ぶ ・「おでかけアドバイザー」役を実際に練習してみる
第3回	12月18日(水) 午前または午後 3時間程度	・おでかけ企画にアドバイザーとして参加してみる ・振り返りのグループワーク
第4回	1月中旬予定 ※参加者の皆様ができる だけ集まる日程を調整	・おでかけ企画の進め方について学ぶ ・企画書を作成してみる →案をみんなで共有する ・活動報告会の準備
活動報告会	1～2月上旬予定 ※参加者の皆様ができる だけ集まる日程を調整	・活動報告 ・認定証、記念品(専用名札ケース)の授与

・やむを得ず欠席する場合は、後日公開する動画視聴にて対応。

・講座内の乗車体験にかかる参加者の交通費は、交通会議で負担する。

【第1回養成講座】タイムスケジュール

時間	内容
13:30	イントロダクション・自己紹介 座学:八幡浜市の公共交通を確認しよう
14:10	乗合タクシー電話予約体験
14:47	バス乗車体験【八幡浜市役所→八幡浜駅】
15:00	鉄道乗車体験【八幡浜駅→双岩駅】
16:00	乗合タクシー疑似乗車体験【双岩地区公民館→八幡浜市役所】
16:30	ふりかえりミニワークショップ
17:00	終了



座学



乗合タクシー  
予約体験



バス



鉄道



## ◎令和7年度事業について

### 1. おでかけアドバイザーの制度化

#### ・交通会議における要綱の制定

→八幡浜市おでかけアドバイザー制度実施要綱(案) 資料 p8~9

→制度の趣旨や認定、任期を明記

例: 第1期おでかけアドバイザーの場合

令和7年1月の講座受講後、認定申請書(資料 p10)を提出

→令和7年2月の活動報告会で「おでかけアドバイザー」認定

→以降、各自アドバイザーとして公共交通を利活用

※アドバイザーから辞退の申し出が無い限り、任期の定めは無し。

※アドバイザーとして相応しくない行為があった場合や、事務局と連絡が取れない場合は認定取り消し。

→交通会議で承認の場合、令和6年11月22日付で制定

### 2. おでかけアドバイザー支援メニューの整備

#### ・第2期おでかけアドバイザー養成講座、おでかけ企画や勉強会の開催

→講師謝礼・旅費の予算要求

#### ・おでかけアドバイザーによる企画の実施支援

→おでかけ企画参加者交通費補助制度(案)

→おでかけアドバイザー本人と参加者の企画内の交通費を補助

→おでかけ企画の実施回数増→外出支援や公共交通の利用促進

→概算で予算を要求し、第1期おでかけアドバイザーの意見を聞きながら

制度設計

→事務局によるおでかけ企画の助言や企画書作成サポート

# 八幡浜市おでかけアドバイザー制度実施要綱（案）

〔令和 6 年 ○ 月 ○ ○ 日〕  
〔制 定〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、八幡浜市のおでかけ環境の再生のために、公共交通利用のアドバイス、公共交通とおでかけを組み合わせた機会づくり等、ひとり一人の立場や目的の中でかしく公共交通を利活用できる者を養成することによって、地域を過度に自動車に頼る状態から、公共交通、徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく取り組み（以下「モビリティ・マネジメント企画」という。）の市全域への波及と持続的な展開を目指した、八幡浜市おでかけアドバイザー制度を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（アドバイザーの認定）

第 2 条 前条の趣旨を踏まえた知識と経験を持つ者等を、八幡浜市おでかけアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に認定する。

2 アドバイザーの運営並びに認定は、八幡浜市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が行う。

3 アドバイザーは、公共交通の利活用について、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 公共交通利用の助言をすること。
- (2) 乗車体験企画を実施すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

（認定の対象者）

第 3 条 アドバイザーの認定の対象となる者は、交通会議が実施する八幡浜市おでかけアドバイザー養成講座を受講している者とする。

（認定の申請）

第 4 条 アドバイザーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市おでかけアドバイザー認定申請書を交通会議に提出しなければならない。

（認定証の交付）

第5条 会長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、八幡浜市おでかけアドバイザー認定証（以下「認定証」という。）を申請者に交付する。

（任期等）

第6条 任期は、認定証を交付した日から辞退の申出があった日又は次項の規定により認定を取消した日までとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザーの認定を取り消すことができる。

(1) アドバイザーとして相応しくない行為があったとき。

(2) アドバイザーの所在が不明となったとき。

（守秘義務）

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た個人情報その他の秘密の情報を漏らしはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、八幡浜市おでかけアドバイザー制度に関し必要な事項は、交通会議が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 認定証仮デザイン

八幡浜市おでかけアドバイザー認定証

（認定者氏名） 様

乗る 行る



あなたは、講座を受講し、ひとり一人の立場や目的の中でかしく公共交通を利活用できる豊かな知識を得られました。ここに八幡浜市おでかけアドバイザー認定証を交付します。

年 月 日

八幡浜市地域公共交通会議会長

年 月 日

八幡浜市地域公共交通会議会長 様

八幡浜市おでかけアドバイザー認定申請書

八幡浜市おでかけアドバイザー養成講座を受講しましたので、八幡浜市おでかけアドバイザー制度実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者氏名	(ふりがな)
所属 (任意)	
住所	〒
電話番号	

-----  
(事務局記入欄) 八幡浜市おでかけアドバイザー養成講座の受講状況

講座①	受講済 ・ 未受講	備考：
講座②	受講済 ・ 未受講	備考：
講座③	受講済 ・ 未受講	備考：
講座④	受講済 ・ 未受講	備考：

## ②市街地のバス路線再編、停留所・公共交通総合案内版等の整備事業

- ・事業1:八幡浜駅前バス乗り場の配置を見直し
- ・事業2:市中心部のバス運行経路、及びバス停の名称と位置を見直し
- ・事業3:主要施設や主要バス停における公共交通の案内を整備

## ◎令和6年度事業進捗報告

### 1.市中心部バス運行経路の再編に向けた乗降調査の実施

対象:「県八幡浜支局前(交通マップ⑳)」「銀行前(交通マップ㉑)」停留所

時期:令和6年8月8日(木)(7時~19時までの計82便)

方法:目視及びヒアリングによる利用状況の確認

調査結果:

目的	降車	乗車	備考
通勤	9	1	
買い物	8	5	全員フジグランを利用
八日市	4		
食事	1		
その他	4	0	伊予銀行2名、用事2名
不明	3	0	フジグラン方面へ3名
合計	29	6	



## 2. 第2回バス事業者分科会の実施

時期:令和6年8月27日(火) 9時30分~12時

参加者:伊予鉄南予バス株式会社、宇和島自動車株式会社、八幡浜市政策推進課

外部有識者:モビリティプロモーション 大野悠貴氏

(1)第1回バス事業者分科会のおさらい

(2)全体の確認事項

- ・費用負担について
- ・整備した施設の管理について
- ・今後の予定

(3)事業ごとの詳細を確認

【市・事業者】費用積算、事業周知

【市】当初予算要求



## ◎令和7年度事業について

### ●スケジュール

令和7年

4月 【市】当初予算成立

【市・事業者】事業周知

5月 【市】工事業者選定(停留所・案内看板・待合環境整備)

7月 【市】工事着手

11月 【市】工事完成(着手から最大4か月程度)

以降 駅前バスのりば運用開始

新路線運用開始

新バス停+案内看板運用開始

### ③その他の取り組み

#### 事業8・9:利用促進策の推進、公共交通を身近に感じられる機会づくり

事例Ⅰ 小学生を対象とした公共交通おでかけ教室の実施(8月28日)

NPO法人やわたはま銀座バスケットが運営する夏休みの学童保育事業「休日子どもクラブ」の社会教育プログラムとして、小学生(1~6年生の18名)を対象に公共交通を利用したおでかけ教室を実施。

- ・公共交通座学(八幡浜市)
- ・バス乗車体験(協力:宇和島自動車(株))
- ・八幡浜駅見学&鉄道乗車体験(協力:JR 四国)
- ・タクシー乗車体験(協力:(株)すみれタクシー)



## 事例2 双岩地区の乗合タクシー利用促進の取り組み

双岩地区第二層協議体「福寿草」の外出体験企画ををきっかけに、「どうすれば地域の移動手段を存続できるか」「便利にすることができるか」をテーマに、月1回程度集まって活動を継続。

老人会での乗合タクシー利用方法の説明や地域での声掛けといった周知活動+乗合タクシーのダイヤ改善案を検討。

→地区住民へ回覧で周知&アンケートを実施→集計結果によって、ダイヤ変更



裏面のアンケートに回答を記入し、封筒に入れて次の方へ回覧してください

企画：若山地区の皆様  
双岩地区協議体 福寿草  
八幡浜市政推進課

企画：若山地区乗合タクシーアンケートの実施について

地域の困りごとを解決するために活動している双岩地区協議体「福寿草」と八幡浜市は、外出支援をテーマに取り組んでいます。実際に乗合タクシーで、月1回以上乗っていただく体験をしてみたり、サロンで乗合タクシーの乗り方を説明したり、乗合タクシーの利用状況を分析したりして、活動の中で、乗合タクシーの改善案を考えました。乗合タクシーを存続させるためには、適切な仕組みにして、利用者数を増やしていく必要があります。

◎企画：若山地区では、市街地から帰る便の利用者が少ない。  
→一部車種で実際に利用したり、乗り降りしてみたりしたら、市街地から帰る便の時間が合わず、使いづらいという声が多かった。

路線	月	水	金
1線 地域-市街地 7:30	33	6	16
2線 地域-市街地 8:30	118	244	263
3線 市街地-地域 11:30	90	129	134
4線 地域-市街地 13:30	67	26	46
5線 市街地-地域 16:00	36	22	43
6線 市街地-市街地 16:00	98	51	60
7線 市街地-市街地 17:00	53	54	72

以上より、裏面のアンケートに記載している改善案を参考に、「乗合」だけでなく「乗合」の変更を検討したいと考えています。アンケートは10月中旬に集計いたします。

【お問い合わせ】  
八幡浜市政推進課  
TEL:0874-XXXX-XXXX

**釜倉・若山地区乗合タクシーアンケート**

①乗合タクシーは、こどもから大人まで誰でも使えることを知っていましたか？  
知っていた ・ 知らなかった

②乗合タクシーを利用していますか？  
利用している(月\_\_回程度) ・ 利用していない

③11時30分市街地発の便を12時30分発に変更する案はどう思いますか？  
賛成 ・ どちらでも良い ・ 反対  
(選んだ理由: \_\_\_\_\_)

④16時00分市街地発の便を15時00分発に変更する案はどう思いますか？  
賛成 ・ どちらでも良い ・ 反対  
(選んだ理由: \_\_\_\_\_)

ご意見・ご質問  
\_\_\_\_\_

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。  
回覧に付けている封筒に回答をいれてください。

9月5日(木) 13:30~

乗合・タクシー利用 2023(5月)~2024(7月)  
アンケート結果

・中津川線 火・(水) 1線、3線、5線利用が少しい → (水) 利用者からの要望

・釜倉・若山線 月・(水) 3線(10:30時間)の検討、  
4、5線(16:00便)の活用(改善案)

☆利用促進の取り組み

☆今の時間や乗り場の見直し

☆情報配布 → サロンの参加者「知った」  
周知が行き届いていない。

(中) 火は通院、水の午後には7時の移動スーパーが来てくれる。  
・食事の場所が少ない → ご飯は買って帰る?  
・(釜倉) 7:30は市立病院の利用が多い  
中津川の帰り便利用の割合が高いのは何故?  
→ 帰り便の設定が適切+使い慣れている。  
11:30 → 12:30に変更はどうか?  
(食事ができる、暮の処方を待てる)  
16:00 → 15:00  
・双岩支所 → JR双岩駅へ変更はどうか?

不評コメントを作成、  
運営局に届けてみる。

## 事業 15: 交通事業者の担い手確保を支援

令和6年6月

### 【八幡浜市】運転手を確保するための 交通事業者への支援(概要)

**①運転手を採用するための事業費の2分の1を補助**

バス事業者: 上限60万円  
タクシー事業者: 上限30万円

**【例】**  
・求人広告掲載料が200万円(税抜)の場合  
→バス事業者は60万円、タクシー事業者は30万円補助  
・求人広告掲載料が50万円(税抜)の場合  
→バス・タクシー事業者ともに25万円補助

※対象経費になるかどうか不明な場合は、担当まで事前にご相談ください。

令和6年4月1日から令和7年3月14日の間に  
実施・支払いが完了した経費を申請できます。  
(令和7年3月21日申請締切)

「求人広告・サイト掲載」  
「チラシ配布」「就職相談会」等  
採用活動にご活用ください!



雇用した運転手が条件を  
満たした日以降に申請できます。

運転手本人への手当  
サポートする職員への手当  
人材育成にかかる費用 等  
自由にご活用ください。

**②「新たな運転手を1年以上雇用」  
で交通事業者に奨励金を支給**

雇用後に必要な第二種免許を取得した運転手: 15万円  
雇用前から必要な第二種免許取得済の運転手: 10万円

**【奨励金の申請対象となる運転手の条件※以下の全てに該当】**

- (1) 令和6年1月1日以降、新たに運転手として直接正規雇用(無期雇用)された者
- (2) 交付申請日時点で継続して1年以上八幡浜市に住所を有する者
- (3) 交付申請日時点で継続して1年以上八幡浜市内の事業所に配属されている者
- (4) 交付申請日時点で事業に必要な第二種免許を取得し、運転手として勤務している者
- (5) 過去に条件を満たし、市内交通事業者に本奨励金が交付されたことの無い者
- (6) 雇用開始日から過去6ヶ月以内に市内交通事業者における雇用期間の無い者

### 【令和6年度の申請状況(令和6年11月20日時点)】

- ①運転手を採用するための事業費補助: 9社中3社申請見込み
- ②新たな運転手雇用にかかる奨励金: 9社中1社(1名)申請見込み

### 【令和7年度に向けた見直し】

- ・ 交通事業者を対象としたアンケートを参考に条件等見直し
- ・ 自家用有償旅客運送事業者への対象拡充